

# 「第三次行財政改革実行プラン」の推進について

## 1 「権限移譲推進方針」の策定について

### ○第三次プラン策定前の取組状況

- ・平成12年度以降、条例に基づき住民に身近な事務の移譲を推進し、53事務について、平成23年度までに、順次、受入体制が整った市町に移譲してきた。

[ ・有害鳥獣の捕獲許可等に関する事務…全市町 ・屋外広告物の許可等に関する事務…全市町  
・母子寡婦福祉資金の貸付申請事務…9市 ・浄化槽の設置の届出等に関する事務…2町 等 ]

### ○第三次プランにおける取組内容

- ・平成24年4月から、既に一部の市町に移譲している事務のうち5事務について、受入体制が整った町に移譲を拡大する。

[ ・環境に関する地域指定の事務（4事務） …4町→6町（市は法令で移譲）  
・墓地、納骨堂などの経営の許可等に関する事務 …1町→6町（同上） ]

- ・県と市町の役割分担を明確にした新たな「権限移譲推進方針」（資料 No. 1-2）を策定し、平成24年4月からこの方針に基づき、円滑な移譲を推進していく。

[ 〔関連した国の動き〕  
国の地域主権改革に基づく第2次一括法の施行（平成24年4月）により、17事務を全市または全市町に一律に移譲する。  
・電気用品の販売業者への立入検査等に関する事務  
・液化石油ガス器具販売事業者への立入検査等に関する事務 等 ]

## 2 「外郭団体の経営健全化指針」の策定について

### ○第三次プラン策定前の取組状況

- ・平成13年度に「外郭団体等の経営健全化指針」を策定し、団体自らの自主的な健全化を促すとともに、統廃合などを進めてきた。

[ ・平成13年4月：25団体 → 平成23年4月：15団体 ]

### ○第三次プランにおける取組内容

- ・収益事業により十分な収入が確保でき、自立が可能な2団体を平成24年3月末に民営化する。

[ ・（社福）福井県福祉事業団  
・（財）福井県建築住宅センター ]

- ・県出資割合が1/4以上の30団体を対象とした「外郭団体の経営健全化指針」（資料 No. 1-3）を策定し、平成24年4月からこの指針に基づき、外部委員の意見を取り入れた評価を行い、民営化や統廃合、経営の健全化などを推進していく。

[ 〔関連した国の動き〕  
平成23年12月に地方自治法施行令が改正され、決算書等の議会への報告が必要となる団体が県出資1/2以上団体から1/4以上団体に拡大された。  
・対象団体数：15団体 → 30団体 ]

### 3 財政収支見通しについて

- ・平成23年7月のプラン策定時には、国において「社会保障と税の一体改革」などが議論されていたため、地方財政に及ぼす影響などを踏まえた上で、財政収支見通しを策定することとしていた。
- ・平成24年1月に「社会保障・税一体改革素案」が示されたことなどから、平成24年度当初予算編成にあわせ、平成23年度から平成27年度における財政収支見通し(資料No. 1-4)を策定し、第三次行財政改革実行プランに追加する。

### 4 その他の行政改革の実施状況

#### (1) 定員管理の適正化について

- ・職員数については、アウトソーシングなどを進め、平成24年4月に向けて30人~40人程度を削減する見込みである。

#### (2) 手続申請の簡素化・迅速化について

- ・申請実務に精通した行政書士会等の意見に基づき、161の申請手続きの点検を行った。今年度中に申請書類の提出方法等を見直し、申請者の負担を軽減していく。(平成23年度は20~30程度を見直し予定)

〔 ・簡易な届出等の郵送による提出を実施  
・住所地以外の出先機関(勤務地等)における申請受けの実施 等 〕

- ・多忙な保育士等の事務負担を軽減するため、保育所、幼稚園に関する調査・照会の点検を行い、平成23年9月以降、補助金に係る照会等の見直しを実施した。

〔 ・補助金の需要見込み等の照会の回数を削減  
・運営状況報告の回数を削減 等 〕

#### (3) 公共施設等の民間への移譲について

- ・入所者が安心して施設を利用できるよう、これまでの施設経営の経験と実績を有し、入所者の状況を最も理解している(社福)福井県福祉事業団へ平成24年4月に県の福祉施設を移譲する。

〔 〔移譲する施設〕 ・福井県美山荘  
・福井県若越みどりの村  
・福井県心身障害者コロニー若越ひかりの村 〕

#### (4) 歳入の確保について

- ・税以外の収入を確保するため、新たにホームページの広告収入の拡大や設備の使用料等の増額、参加料等の徴収を行う。(7件)

#### (5) 職員の新たな能力開発について

- ・グローバル化に対応し、海外で活躍できる職員を養成するため、日本語を使わずに英語や中国語で会話を行うなど、実践的な会話力や読解力を習得させる語学研修を毎週1~2回、各2時間、勤務時間外に実施している。